

認可地縁団体制度の改正に係る質疑応答

電磁的方法による表決について（デジタル社会形成整備法による法改正関係）

問7 今回の改正の概要を教えてください。

(答) 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、規約又は総会の決議により、書面による表決に代えて、電磁的方法により表決をすることができるものとなりました（法第260条の18第3項）。

問8 法第260条の18第3項に規定される電磁的方法による表決とは具体的にどのような手段による表決を指しますか。

(答) 具体的には、電子メールなどによる送信、Webサイト、アプリケーションを利用した表決、磁気ディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法による表決などが考えられます。

問9 電磁的方法による表決を行うためには、「規約又は総会の決議」が必要となりますが、規約で定めることとした場合、どのような規約の変更が必要になりますか。

既に規約に書面や代理人による表決を可能とする旨の規定が設けられている場合も規約の変更は必要となりますか。

(答) 認可地縁団体の総会に出席しない構成員について、電磁的方法による表決を可能とする旨の規定を追加する変更が必要になります。

例えば、①書面による表決、②代理人による表決、③電磁的方法による表決のいずれも可能にするためには、その旨を規約に定める必要があります。法第260条の18第4項の規定により、規約が優先的に適用されることとなるため、既に規約に①書面による表決及び②代理人による表決を可能とする旨の規定が設けられている場合についても、③電磁的方法による表決を可能とする旨の規定を追加する変更を行う必要があります。

問10 電磁的方法による表決を行うためには、「規約又は総会の決議」が必要となりますが、総会の決議による場合、総会の開催時期や決議の方法等について何らかの定めはありますか。

(答) 具体的な総会の開催時期や決議の方法等については、法令上特段定めはありませんので、それぞれの団体の実情等に応じて適切に判断してください。

例えば、1回の総会の決議をもって以後継続的に電磁的方法による表決を可能とすることを決定することもできますし、毎年度総会を開催し、当該年度において電磁的方法による表決を可能とすることを決議することもできます。

